

# 宗像市市民活動総合補償制度

市民のみなさんが安心して市民活動や地域活動ができる環境をつくるため、活動中に万一事故が起こった場合に補償金が支払われる「宗像市市民活動総合補償制度」を設けています。

## ● 傷害補償と賠償責任補償で構成

市民活動中の事故により、死亡又は後遺障害を被ったり、負傷した場合に補償金が支払われる傷害補償と過失により他人にけがをさせたり、他人のものを壊して損害を与えた場合に補償金が支払われる賠償責任補償を備えています。

## ● 保険料は不要

保険料は宗像市が負担するため、市民の皆さんは支払う必要はありません。

## ● 団体登録が必要

本保険の補償を受けるには事前に市民活動総合補償制度団体の登録をしてください。  
(詳細は4ページに記載している「登録」の項目を参照してください)

## ● 更新手続きは不要

一度登録すると更新手続きは不要です。

## 1. 対象となる団体・個人

市民活動総合補償制度の対象となる団体・個人は、次のとおりです。

(1) 次の5つの要件を満たし、市民活動総合補償制度団体登録届を提出した市民活動団体(自治会を含む)

- ①活動拠点が宗像市内であること。
- ②公益的な活動を行っていること。(政治、宗教及び営利を目的とした活動は対象外)
- ③活動が継続的、計画的に行われていること。
- ④原則として3人以上で構成されていること。
- ⑤無報酬で行っていること。(交通費などの実費支給は無報酬とみなします)

(2) ボランティアネットワークシステムに登録した個人

(3) 市が行う事業のうち市民活動に類する活動に参加・協力する団体・個人

## 2. 対象となる活動

市民活動総合補償制度の対象となる活動の具体的な事例は次のとおりです。以下は具体例の一部ですので、詳細はコミュニティ協働推進課にお問い合わせください。

地域社会活動	防犯活動、清掃活動、除草活動、リサイクル活動、交通安全活動、自治会活動、コミュニティ活動など
青少年健全育成活動	子ども会活動、非行防止パトロールなど
福祉活動	社会福祉施設での活動(リハビリテーション訓練の手伝い、介助、行事手伝いなど)、在宅老人・心身障害者等のホームヘルプ、手話通訳など
社会教育活動	食生活改善活動、子育てサークル活動など
市主催事業への参加・手伝い	市が主催するイベント、講演会、講座など

\* 公益的な活動目的がなく、単にスポーツ、レクリエーションとして行うものは対象外です。

## 3. 補償内容

### (1) 傷害補償

活動の参加者、スタッフ（来場者や見学者を除く）が活動中に、急激かつ偶然の外来の事故で、死亡又は後遺障害を被った、負傷した場合に補償金が支払われます。



#### ①補償内容

補償金の種類	傷害の内容	補償金額
死亡補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日を含めて180日以内に死亡した場合	※① 500万円
後遺障害補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	※② 障害の程度に応じて15万円～500万円
入院通院補償金	傷害事故（けが）を直接の原因として、入院または通院をして医師による治療を受けた場合（当該事故日を含めて180日以内に限りません。ただし入院日数は180日、通院日数は90日が限度です。）	※③ 1日につき 入院2,600円 通院1,200円

※「河川浄化運動」「さつき松原環境保護再生活動」については、上表の補償金額に加え、

①400万円、②（程度により）400万円、③入院2,600円、通院1,200円が増額されます。

## ②傷害補償の給付対象とならないもの

- ・故意による事故
- ・他覚的症状のないむち打ち症や腰痛
- ・職務として市民活動に参加した際の事故
- ・園児、児童又は生徒が学校管理下で活動している間の事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失などの内的要因による事故
- ・喧嘩、自殺行為、犯罪行為による事故
- ・無資格運転や飲酒運転による事故
- ・その他別に定める免責事項

## (2) 賠償責任補償

団体、団体の代表者、スタッフが市民活動中に偶然の事故や指導者・参加者の過失により、他人にけがをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償金が支払われます。



### ①補償内容

賠償の種類	賠償の内容	補償金支払い限度額	免責額
対人賠償	他人の身体にけがをさせた場合	賠償額の範囲内で 1名につき 6,000万円 1事故につき 3億円	5,000円
対物賠償	他人の財物を壊して損害を与えてしまった場合	賠償額の範囲内で 1事故につき 300万円	

## ②賠償責任補償の給付対象とならないもの

- ・同居の親族に対する賠償責任
- ・自動車による事故
- ・施設の管理瑕疵による事故
- ・その他別に定める免責事項

## ③賠償責任事故での示談交渉

賠償責任事故の示談交渉は当事者間で行ってください。ただし、あらかじめ保険会社の承認・助言を受けて進めてください。事前に承認・助言を受けない内容で示談した場合は補償金が支払われない場合があります。

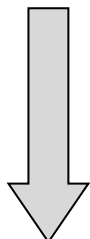
- 食中毒（ウイルス性、細菌性、O-157等を含む）、熱中症による事故においても、傷害補償及び賠償責任補償の事故対象とし、補償額も同額となります。

## 4. 登録

市民活動団体は、事前に市民活動総合補償制度団体登録届を活動に関係のある市の担当課に提出してください。担当課が不明な場合は、コミュニティ協働推進課にご相談ください。

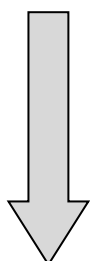
## 5. 事故が起きてしまったら

### (1) 事故の記録



万一事故が発生した場合は事故発生の時間や場所、事故状況、賠償責任事故の場合は現場の写真（破損具合等が分かるもの）など事故の内容を記録してください。

### (2) コミュニティ協働推進課に連絡

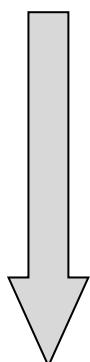


事故内容をコミュニティ協働推進課（電話：0940-36-5394）に連絡してください。

お知らせしていただく主な内容は次のとおりです。

- ①団体名、②氏名・連絡先、③活動内容、
- ④事故が発生した日時・場所・事故の状況など

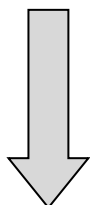
### (3) 事故報告書や活動が確認できる書類等の提出



事故発生後、すみやかに、市で定めた事故報告書に必要事項を記入し、次に示す書類を添えてコミュニティ協働推進課に提出して下さい。

- ①団体の活動計画が分かる資料（総会資料など）、②参加者名簿
- ③当日の活動内容等が分かる資料（案内チラシ等）
- ④現場の事故内容が分かる写真（賠償責任事故のみ）
- ⑤活動場所までの経路と事故の場所が分かる資料（往復途上の事故のみ）

### (4) 審査結果通知書の送付



事故報告書をもとに、この制度の対象事故に該当するか否かを確認し、コミュニティ協働推進課から当該事故の負傷者又は被害者に審査結果通知書を送付します。併せて、保険会社に審査結果報告書を送付します。

### (5) 補償金請求書を提出



コミュニティ協働推進課から事故報告を受けた保険会社が、対象事故に該当すると最終的に判断したら保険会社から補償金支払対象者に補償金請求書を送付します。補償金請求書に必要事項を記入し、必要書類を揃えて保険会社に提出してください。

## 6. Q & A (よくある質問)

### Q. 活動に参加するため会場に向かう途上中の事故も対象ですか。

- A. 主催者が事前に活動への参加を把握している場合は、通常経路による往復途上中の事故も補償の対象です。ただし自動車運転中に起きた賠償責任補償は対象外です。  
(例：自宅からコミュニティ・センターに向かう途中で転倒してけがをした)

### Q. 草刈りなどの活動中に他人の自動車を破損させてしまいました。

この場合、どうしたらいいですか。

- A. 自動車の破損箇所とナンバーと一緒に写っている写真と自動車の破損状態の詳細が分かる写真を撮ってください。その後、コミュニティ協働推進課に連絡してください。

### Q. 自動車での事故も対象となりますか。

- A. 傷害補償：運転者が無過失であれば、対象となります。ただし、対象は活動参加者のみです。  
(例：自宅からコミュニティ・センターに向かう途中で赤信号のため停車していたとき、相手から衝突されてけがをした)  
賠償補償：自動車が動いている、動いていないに関わらず、自動車の操作中に起きた事故は対象外です。

### Q. 活動メンバーに市外在住者が含まれますが、対象となりますか。

- A. 対象となります。

### Q. 市外での活動中に発生した事故は対象になりますか。

- A. 対象となります。(例：他市の施設等を視察中に発生した事故など)

### Q. イベントの参加者も対象になりますか。

- A. イベントの活動に参加していれば対象となります。ただし、観客は対象外です。

### Q. 活動の参加者同士がぶつかった際、床に落ちた相手のメガネを踏んでしまい破損しました。対象となりますか。

- A. 対象となりません。参加者同士の事故は対象外です。

### Q. 団体が活動を行うに当たって、市の内外から講師をボランティアとして招いた場合、講師の会場内でのけがや往復途上中に発生した事故も対象になりますか。

- A. 対象となります。ただし、講師に報酬が支払われる場合は対象とならないことがあります。

## 7. 発生した事故例と事故防止のポイント

### (1) 公園の清掃活動中に側溝につまずいて転び、足首を痛めた。

⇒活動を開始する前に側溝や段差など、注意する箇所をみんなで確認しておきましょう。

### (2) 地域の一斉清掃で側溝の蓋を持ち上げた際、腰を痛めて、後遺症が残った。

⇒重いものを扱うときは身体の一部に負荷がかかるためけがにつながりやすいです。重いものを持ち上げる、運ぶ際には適切な道具を用いたり、複数人で実施したりしましょう。

### (3) 草刈機で草刈り作業中、小石が近くに停車していた他人の車のガラスに当たり割った。

⇒機械を使った作業は大事故につながりやすいです。

「周囲に人が通行していないか」、「自動車が停車していないか」、周囲を十分に確認して作業を行いましょう。

### (4) 地域の文化祭の準備中にハシゴから落下して骨折した。

⇒行事などでは高所での作業も多く、大けがに至る事故が起きる可能性が高くなります。「事前に安全確認を行う」、「複数人で作業する」など、事故防止の対策をとりましょう。

### (5) 地域の体育祭の競技に参加中、足がからまりこけて腰を痛めた。

⇒転倒によるけがはよく見られ、また大けがにつながりやすいです。運動の前には準備運動を入念に行い、急な運動は控えましょう。

**活動にあたっては、十分に注意しながら行い、  
事故を未然に防ぐようにしましょう！**

#### 【問い合わせ先】

宗像市 コミュニティ協働推進課 政策係

住 所： 宗像市東郷一丁目1番1号

電 話： 0940-36-5394

F A X： 0940-36-0270